

市内ビッグモーター店舗前の街路樹の伐採にかかる告訴状提出について

株式会社ビッグモーター（本社：東京都多摩市）川崎店前の街路樹が伐採されたことについて、器物損壊罪（刑法第261条）に該当するものとして、本日、告訴状を神奈川県川崎臨港警察署長宛て提出しましたのでお知らせします。

本件は、本市の貴重な財産を無断で損壊する行為であり、株式会社ビッグモーターによる同様の街路樹の損壊行為は、他の自治体においても確認がされており、社会的に影響の大きい事件であるため、このような悪質な行為は市として看過できるものではなく、厳重な処罰を求めるものです。

【告訴の概要】

- 1 告訴人 川崎市
- 2 被告訴人 株式会社ビッグモーター社員
- 3 告訴の内容 令和4年10月12日に、株式会社ビッグモーター社員が、川崎店前の街路樹（オオムラサキツツジ6株）を伐採した。
- 4 罪名等 器物損壊罪（刑法第261条）

問合せ先  
川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 舞木（もうぎ）  
電話 044-200-0349